

銀行法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

○ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）	1
○ 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）	5
○ 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）	9
○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）	12
○ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）	16
○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）	23

○ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

改正後	改正前
<p>（特定銀行代理業者の休日）</p> <p>第十六条の七 法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第五条第一項各号に掲げる日とする。</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。</p> <p>一 特定銀行代理業者の特定銀行代理行為（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定銀行代理行為を行う営業所等の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。）前項に定める日以外の日</p> <p>二 前号に掲げる営業所等以外の特定銀行代理業者の営業所等（当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても銀行代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日</p>	<p>（特定銀行代理業者の休日）</p> <p>第十六条の七 法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第五条第一項各号に掲げる日とする。</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定銀行代理業者（法第五十二条の四十六第一項に規定する特定銀行代理業者をいう。）の特定銀行代理行為（同項に規定する特定銀行代理行為をいう。以下この項において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定銀行代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定銀行代理行為を行う施設以外の施設を含む。）は、前項に定める日以外の日を休日とすることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

3 | 特定銀行代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休

日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は銀行代理業者（法第五十二条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五十二条の三十六第一項の規定による許可

二 法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三 第一号に掲げる許可に係る法第五十二条の五十七第三号の規定による承認

四 法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十六条の七第二項第二号の規定による承認

五 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第

（新設）

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者（法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は銀行代理業者（法第五十二条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五十二条の三十六第一項の規定による許可

二 法第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三 第一号に掲げる許可に係る法第五十二条の五十七第三号の規定による承認

四 法第五十二条の四十二第一項の規定による承認

五 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第

五十二條の五十第一項の規定による書類の受理

- 六 法第五十二條の五十第二項の規定による公衆への縦覧
- 七 法第五十二條の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令
- 八 法第五十二條の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
- 九 法第五十二條の五十五の規定による命令
- 十 法第五十二條の五十六の規定による処分

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で銀行代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、銀行代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該銀行代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様と

五十二條の五十第一項の規定による書類の受理

- 六 法第五十二條の五十第二項の規定による公衆への縦覧
- 七 法第五十二條の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令
- 八 法第五十二條の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
- 九 法第五十二條の五十五の規定による命令
- 十 法第五十二條の五十六の規定による処分

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で銀行代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、銀行代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該銀行代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様と

する。

する。

○ 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）

改正後	改正前
<p>第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第八十五条の二第一項の規定による許可</p> <p>二 法第八十九条第五項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更</p> <p>三 第一号に掲げる許可に係る銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認</p> <p>四 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第十三条の三第二項第二号の規定による承認</p>	<p>第十条の三 次に掲げる長官権限は、申請者（法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされる金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第八十五条の二第一項の規定による許可</p> <p>二 法第八十九条第五項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更</p> <p>三 第一号に掲げる許可に係る銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認</p> <p>四 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認</p>

- 五 法第八十七条第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理
- 六 銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧
- 七 銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令
- 八 銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
- 九 銀行法第五十二条の五十五の規定による命令
- 十 銀行法第五十二条の五十六の規定による処分
- 2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用金庫代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 3 前項の規定により、信用金庫代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用金庫代理業者の主たる営業所等又は当該従たる

- 五 法第八十七条第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理
- 六 銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧
- 七 銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令
- 八 銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
- 九 銀行法第五十二条の五十五の規定による命令
- 十 銀行法第五十二条の五十六の規定による処分
- 2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用金庫代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 3 前項の規定により、信用金庫代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用金庫代理業者の主たる営業所等又は当該従たる

営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の三 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第十二条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。

一 特定信用金庫代理業者の特定信用金庫代理行為（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第

営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(特定信用金庫代理業者の休日)

第十三条の三 法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第十二条第一項各号に掲げる日とする。

2 前項に定める日のほか、特定信用金庫代理業者（法第八十九条第五項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用金庫代理業者をいう。）の特定信用金庫代理行為（同項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この項において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定信用金庫代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定信用金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）は、前項に定める日以外の日を休日とすることができる。

(新設)

<p>一 項に規定する特定信用金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用金庫代理行為を行う営業所等の当該特定信用金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）</p> <p>前項に定める日以外の日</p> <p>二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用金庫代理業者の営業所等</p> <p>当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても信用金庫代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日</p> <p>3 特定信用金庫代理業者は、前項第二号に定める日とその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならない。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
--	-------------------------

改正後	改正前
<p>第十一条の二 次に掲げる長官権限は、申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は長期信用銀行代理業者（法第十六条の七の規定により長期信用銀行代理業者とみなされた長期信用銀行等（同条に規定する長期信用銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第十六条の五第一項の規定による許可</p> <p>二 法第十六条の六第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更</p> <p>三 第一号に掲げる許可に係る銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認</p> <p>四 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第六条第一項において準用する施行令第十六条の七第二項第二号の規定による承認</p> <p>五 銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一</p>	<p>第十一条の二 次に掲げる長官権限は、申請者（銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は長期信用銀行代理業者（法第十六条の七の規定により長期信用銀行代理業者とみなされた長期信用銀行等（同条に規定する長期信用銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。</p> <p>一 法第十六条の五第一項の規定による許可</p> <p>二 法第十六条の六第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更</p> <p>三 第一号に掲げる許可に係る銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認</p> <p>四 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認</p> <p>五 銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一</p>

項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

七 銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の

命令

八 銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九 銀行法第五十二条の五十五の規定による命令

十 銀行法第五十二条の五十六の規定による処分

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で長期信用銀行代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設(以下この条において「従たる営業所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により、長期信用銀行代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査(以下この項において「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたとときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官

項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理

六 銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧

七 銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の

命令

八 銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九 銀行法第五十二条の五十五の規定による命令

十 銀行法第五十二条の五十六の規定による処分

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で長期信用銀行代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設(以下この条において「従たる営業所等」という。)に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により、長期信用銀行代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査(以下この項において「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該長期信用銀行代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたとときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官

の指定するものについては、適用しない。
5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

の指定するものについては、適用しない。
5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

改正後	改正前
<p>（特定信用協同組合代理業者の休日）</p> <p>第五条の六 法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第四条第一項各号に掲げる日とする。</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者（法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。</p> <p>一 特定信用協同組合代理業者の特定信用協同組合代理行為（法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定信用協同組合代理行為を行う営業所等の当該特定信用協同組合代理行為を行う施設以外の施設を含む。） 前項に定める日以外の日</p> <p>二 前号に掲げる営業所等以外の特定信用協同組合代理業者の営業</p>	<p>（特定信用協同組合代理業者の休日）</p> <p>第五条の六 法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第四条第一項各号に掲げる日とする。</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定信用協同組合代理業者（法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定信用協同組合代理業者をいう。）の特定信用協同組合代理行為（同項に規定する特定信用協同組合代理行為をいう。以下この項において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定信用協同組合代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定信用協同組合代理行為を行う施設以外の施設を含む。）は、前項に定める日以外の日を休日とすることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

所等 当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても信用協同組合代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官が承認した日

3 特定信用協同組合代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならぬ。

第八条 次に掲げる長官権限は、申請者（法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用協同組合代理業者（法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第六条の三第一項の規定による許可
- 二 法第六条の五第一項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

（新設）

第八条 次に掲げる長官権限は、申請者（法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は信用協同組合代理業者（法第六条の五第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされる信用組合等（法第六条の四に規定する信用組合等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第六条の三第一項の規定による許可
- 二 法第六条の五第一項において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第五十二条の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

- 三 第一号に掲げる許可に係る銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認
- 四 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定及び第五条の六第二項第二号の規定による承認
- 五 法第七条の二第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理
- 六 銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧
- 七 銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令
- 八 銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
- 九 銀行法第五十二条の五十五の規定による命令
- 十 銀行法第五十二条の五十六の規定による処分
- 2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用協同組合代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

- 三 第一号に掲げる許可に係る銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認
- 四 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認
- 五 法第七条の二第二項の規定並びに銀行法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二及び第五十二条の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の三十七第一項及び第五十二条の五十第一項の規定による書類の受理
- 六 銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧
- 七 銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令
- 八 銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査
- 九 銀行法第五十二条の五十五の規定による命令
- 十 銀行法第五十二条の五十六の規定による処分
- 2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用協同組合代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

<p>3 前項の規定により、信用協同組合代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。</p> <p>4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。</p> <p>5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。</p>	<p>3 前項の規定により、信用協同組合代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。</p> <p>4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。</p> <p>5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。</p>
---	---

○ 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

改正後	改正前
<p>（特定労働金庫代理業者の休日）</p> <p>第七条の二 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第六条第一項各号に掲げる日とする。</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定労働金庫代理業者（法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下この条において同じ。）は、次の各号に掲げる営業所又は事務所（以下この条において「営業所等」という。）の区分に応じ、当該各号に定める日を当該営業所等の休日とすることができる。</p> <p>一 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為（法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この号において同じ。）を行わない営業所等（特定労働金庫代理行為を行う営業所等の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）</p> <p>（ ） 前項に定める日以外の日</p> <p>二 前号に掲げる営業所等以外の特定労働金庫代理業者の営業所等</p>	<p>（特定労働金庫代理業者の休日）</p> <p>第七条の二 法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日は、第六条第一項各号に掲げる日とする。</p> <p>2 前項に定める日のほか、特定労働金庫代理業者（法第九十四条第三項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。）の特定労働金庫代理行為（同項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この項において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定労働金庫代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）は、前項に定める日以外の日を休日とすることができる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

当該営業所等の設置場所の特殊事情その他の事情により、当該営業所等の休日としても労働金庫代理業の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないものとして当該営業所等につき金融庁長官及び厚生労働大臣が承認した日

3 特定労働金庫代理業者は、前項第二号に定める日をその営業所等の休日とするときは、その旨を当該営業所等の店頭に掲示しなければならぬ。

(権限の委任)

第十条 法第九十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(次条第一項及び第四項、第十条の三第一項及び第四項並びに第十一条第一項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、労働金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第九十二条及び第九十三条の規定による権限

二 銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

三 銀行法第二十五条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

(新設)

(権限の委任)

第十条 法第九十八条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(次条第一項及び第四項、第十条の三第一項及び第四項並びに第十一条第一項において「長官権限」という。)のうち次に掲げるものは、労働金庫に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第九十二条及び第九十三条の規定による権限

二 銀行法第二十四条第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

三 銀行法第二十五条第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

第十條の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九條の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者（同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、銀行法第五十二條の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等（法第八十九條の四に規定する金庫等をいう。）を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条及び第十一條から第十二條までにおいて「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第八十九條の三第一項の規定による許可

二 銀行法第五十二條の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三 第一号に掲げる許可に係る銀行法第五十二條の五十七第三号の規定による承認

四 銀行法第五十二條の四十二第一項の規定及び第七條の二第二項第二号の規定による承認

五 法第九十一條第二項の規定並びに銀行法第五十二條の三十九、第五十二條の四十七第一項、第五十二條の五十二及び第五十二條の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二條の三十七第一項及び第五十二條の五十一第一項の規定による書類の受理

六 銀行法第五十二條の五十第二項の規定による公衆への縦覧

第十條の二 次に掲げる長官権限は、法第八十九條の三第一項の許可を受けようとする者又は労働金庫代理業者（同条第三項に規定する労働金庫代理業者をいい、銀行法第五十二條の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等（法第八十九條の四に規定する金庫等をいう。）を含む。以下同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条及び第十一條から第十二條までにおいて「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第八十九條の三第一項の規定による許可

二 銀行法第五十二條の三十八第二項の規定による前号に掲げる許可の条件の付加及びこれの変更

三 第一号に掲げる許可に係る銀行法第五十二條の五十七第三号の規定による承認

四 銀行法第五十二條の四十二第一項の規定による承認

五 法第九十一條第二項の規定並びに銀行法第五十二條の三十九、第五十二條の四十七第一項、第五十二條の五十二及び第五十二條の六十一第三項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二條の三十七第一項及び第五十二條の五十一第一項の規定による書類の受理

六 銀行法第五十二條の五十第二項の規定による公衆への縦覧

<p>七 銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>八 銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査</p> <p>九 銀行法第五十二条の五十五の規定による命令</p> <p>十 銀行法第五十二条の五十六の規定による処分</p> <p>2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で労働金庫代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>3 前項の規定により、労働金庫代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該労働金庫代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。</p> <p>4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。</p> <p>5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を</p>	<p>七 銀行法第五十二条の五十三の規定による報告及び資料の提出の命令</p> <p>八 銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査</p> <p>九 銀行法第五十二条の五十五の規定による命令</p> <p>十 銀行法第五十二条の五十六の規定による処分</p> <p>2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で労働金庫代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。</p> <p>3 前項の規定により、労働金庫代理業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該労働金庫代理業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。</p> <p>4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。</p> <p>5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を</p>
---	---

告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(都道府県が処理する事務)

第十一条 長官権限及び法の規定(この政令の規定を含む。)による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。)に關するものに限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十一条の規定による認可(定款及び業務の方法の軽微な変更に係るもので、内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。)
。並びに法第三十五条第一項ただし書及び第四十八条の規定による認可

二 法第九十一条の三ただし書(前号に掲げる認可に係るものに限る。)
及び銀行法第十三条第一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)
の規定による承認

三 法第九十一条の二第一項の規定により前二号に掲げる認可又は承認に条件を付し、及びこれを変更すること。

四 第六条第二項第二号及び第七条の二第二項第二号の規定による承認

告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(都道府県が処理する事務)

第十一条 長官権限及び法の規定(この政令の規定を含む。)による厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。)に關するものに限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十一条の規定による認可(定款及び業務の方法の軽微な変更に係るもので、内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。)
。並びに法第三十五条第一項ただし書及び第四十八条の規定による認可

二 法第九十一条の三ただし書(前号に掲げる認可に係るものに限る。)
及び銀行法第十三条第一項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)
の規定による承認

三 法第九十一条の二第一項の規定により前二号に掲げる認可又は承認に条件を付し、及びこれを変更すること。

四 第六条第二項第二号の規定による承認

<p>5 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）及び同項第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七並びに第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理</p> <p>6 法第九十二条及び第九十三条の規定による権限に属する事務</p> <p>7 銀行法第二十四条第一項及び第二項並びに銀行法第五十二条の五十三の規定により報告及び資料の提出を求めること。</p> <p>8 銀行法第二十五条第一項及び第二項並びに第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査</p> <p>9 銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧</p> <p>2 都道府県知事は、前項各号に掲げる事務を行ったときは、金融庁長官（労働金庫代理業者に関するものにあつては、その主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長））及び厚生労働大臣に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。</p> <p>3 前二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>4 都道府県知事が第一項各号に掲げる事務を行うこととする場合に</p>	<p>5 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）及び同項第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七並びに第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理</p> <p>6 法第九十二条及び第九十三条の規定による権限に属する事務</p> <p>7 銀行法第二十四条第一項及び第二項並びに銀行法第五十二条の五十三の規定により報告及び資料の提出を求めること。</p> <p>8 銀行法第二十五条第一項及び第二項並びに第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査</p> <p>9 銀行法第五十二条の五十第二項の規定による公衆への縦覧</p> <p>2 都道府県知事は、前項各号に掲げる事務を行ったときは、金融庁長官（労働金庫代理業者に関するものにあつては、その主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長））及び厚生労働大臣に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。</p> <p>3 前二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>4 都道府県知事が第一項各号に掲げる事務を行うこととする場合に</p>
---	---

においては、法中同項各号に掲げる事務に係る内閣総理大臣及び厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

においては、法中同項各号に掲げる事務に係る内閣総理大臣及び厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）

改正後		改正前	
附則			
<p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)
銀行法施行令 第七条、第十六条の六の二 第一項第一号	(略)	内閣府令	農林水産省令・内閣府令

(略)	銀行法施行令 第十七条第二 号	(略)	金融庁長官	及び第三号並 びに第二項並 びに第十六条 の六の三第一 項
(略)	(略)	(略)	農林水産大臣及び金融庁 長官	

(略)	銀行法施行令 第十七条第二 号	(新設)		及び第三号並 びに第二項並 びに第十六条 の六の三第一 項
(略)	法第四条第一項の免許			
(略)	再編強化法附則第二十六 条第一項の認可			